

鹿部町UIJターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱

令和6年9月20日

要綱第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿部町への移住・定住に対する支援を強化するため、北海道と共同して行うUIJターン新規就業支援事業において、大学等を卒業した後に鹿部町に移住・就職する学生が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、UIJターン新規就業支援事業(移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業)実施要領及び鹿部町補助金等交付規則(昭和57年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 就職活動等に係る経費(以下「交通費」という。) 道内企業の選考面接又は採用試験に参加するために要した往復交通費(1回分限り)の2分の1の額とし、2万6,000円を上限とする。
- (2) 移住に係る経費(以下「移転費」という。) 鹿部町への移転に要した実費の額とし、41万8,500円を上限とする。ただし、申請額を移住に要する最低限の実費であると証明できない場合は、11万3,500円を上限とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の各号に掲げる要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く。)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中(卒業見込み)の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 鹿部町に移住したこと。ただし、交通費については、勤務地が北海道内に所在する企

業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 令和8年4月1日以降に鹿部町に申請したこと。

(ウ) 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 地方就職支援金の申請日から1年以上、鹿部町に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に就業に関する条件を満たす法人等に就業し、転入日(住民票を移さず転出していた者については就業開始日)から1年以上、鹿部町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道及び町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 就職先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が北海道内に所在する企業等に、第3条第1項ア(ア)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、鹿部町内の官公庁等(鹿部町役場及び北海道立漁業研修所)はこの限りでない。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 鹿部町を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 道外への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に交通費を申請する場合は、(ア)から(ウ)の条件に該当し、採用される予定であること。

(交付申請及び実績報告)

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書(様式第1号)、就業証明書(在学中に交通費を申請する場合においては、内定証明書)(様式第2号)、卒業・修了証明書(在学中に交通費を申請する場合においては、在学証明書)、交通費及び移転費の領収書、及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号の要件に該当することを証する書類を町長に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第5条 町長は、第4条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書(再交付)(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(地方就職支援金の交付)

第6条 地方就職支援金は、前条の交付決定後において交付するものとする。

(地方就職支援金の返還)

第7条 町長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると北海道及び町長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の交付申請等をした場合

(2) (在学中に交通費を申請する場合)申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) (在学中に交通費を申請する場合)申請から1年以内に鹿部町に転入しなかった場合(ただし、

申請時に既に鹿部町に住民票がある場合を除く。)

(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(5) 鹿部町への転入日から1年以内に鹿部町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に鹿部町から転出した場合

(地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有)

第8条 町長は、地方就職支援金の申請及び交付に関する情報、地方就職支援金返還対象者に関する情報について、北海道と共有することとする。また、北海道は、第3条に係る交付決定に関する情報について、速やかに鹿部町と共有することとする。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の申請者及び交付を受けた者の就職先又は内定先企業に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

鹿部町長 様

地方就職支援金交付申請書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職支援金（交通費分）の交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名押印又は署名してください。）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 内定先企業への就職活動情報

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
訪問日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「北海道地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、鹿部町に居住する意思について （卒業後の申請の場合は申請から1年以上）	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び鹿部町使用欄）	
--------------------	--

申請年月日 年 月 日

鹿部町長 様

地方就職支援金交付申請書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名押印又は署名してください。）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名	
	所在地	
就業開始日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（鹿部町）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「北海道地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、鹿部町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び鹿部町使用欄）	
--------------------	--

様式第1号（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

鹿部町長 様

地方就職支援金交付申請書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職支援金（交通費及び移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名押印又は署名してください。）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 内定先企業への就職活動情報

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場住所	
訪問日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（交通費分）（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（鹿部町）に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「北海道地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、鹿部町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び鹿部町使用欄）	
--------------------	--

別紙1（様式第1号関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び鹿部町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (3) 転入日から1年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合
(在学中に交通費を申請する場合のみ)
 - (4) 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (5) 地方就職支援金の申請日から1年以内に鹿部町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に鹿部町に住民票がある場合を除く）
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される鹿部町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

別紙 2（様式第 1 号関係）

北海道及び鹿部町の個人情報の取扱いについて

北海道及び鹿部町は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び鹿部町は、当該個人情報について、他の府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

鹿部町長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書

※在学中に交通費を申請する場合は、本様式を内定証明書として取り扱います。

下記のとおり相違ないことを証明します。

記


勤務者名	
勤務者住所 (内定者現住所※交通費の事前申請の場合)	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日 (就業予定年月日※交通費の事前申請の場合)	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない (該当する場合の職種：)
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している都道府県内の事業所に就業している (予定も含む※交通費の事前申請の場合)
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない ※交通費の申請をする場合のみ <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない ※移転費の申請をする場合のみ

UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び鹿部町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿部町長 

地方就職支援金交付決定通知書

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第5条第1項の規定により、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

地方就職支援金 金 _____ 円

振 込 予 定 日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に鹿部町に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に鹿部町に住民票がある場合を除く)
 - ・就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職から3か月以内に道内の別の企業に転職する場合を除く)
 - ・鹿部町への転入日から1年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に申請先市町村から転出した場合

- 2 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書

鹿部町長 様

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第5条第2項の規定により、地方就職支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄（氏名は、記名捺印又は署名してください。）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 再交付の理由


--

管理コード（北海道及び鹿部町使用欄）	
--------------------	--

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿部町長 

地方就職支援金交付決定通知書(再交付)

鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱第5条第3項の規定により、 年 月 日付けで発行した地方就職支援金交付決定通知書について、再交付いたします。

地方就職支援金 金 _____ 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ・(在学中に交通費を申請する場合)申請日から1年以内に鹿部町に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に鹿部町に住民票がある場合を除く)
 - ・就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職から3か月以内に道内の別の企業に転職する場合を除く)
 - ・鹿部町への転入日から1年以内に鹿部町以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に申請先市町村から転出した場合

- 2 鹿部町は、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、鹿部町U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--